

ご 案 内

ご親族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

お取り込みが一段落されましたら、下記を参考に関係書類をご準備いただき、お近くの市民窓口センター等でお手続きをされますようご案内を申し上げます。

市民窓口センター	TEL 28-6013	FAX 28-6128
川之江窓口センター	TEL 28-6181	FAX 28-6245
土居窓口センター	TEL 28-6320	FAX 28-6391
新宮窓口センター	TEL 28-6402	FAX 28-6405

1. 年金の手続きについて

亡くなられた方とご遺族の方との状況によって請求できる手続きの種類が異なります。

- ・ 亡くなられた方が年金受給中の場合
→ 「未支給年金」や「遺族年金」を請求できる場合があります。
- ・ 亡くなられた方が年金受給前の場合
→ 「死亡一時金」や「遺族年金」を請求できる場合があります。

下記のものをお持ちの上、市民窓口センターへお越してください。

(1) 亡くなられた方の年金証書

(2) 請求される方の①本人確認書類、②普通預金貯金通帳、③個人番号（マイナンバー）のわかるもの

※年金の種類によっては年金事務所などでのお手続きが必要となります。詳細は窓口でご説明いたします。

【お問い合わせ先】 市民窓口センター 年金担当 TEL 28-6018 FAX 28-6128

2. 印鑑登録について

亡くなられた方の印鑑登録は、死亡届により自動的に廃止されます。（印鑑証明書は取得することができなくなります。）

亡くなられた方の印鑑登録証は、市民窓口センターにお返しいただくか、ご遺族が破棄していただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】 市民窓口センター 印鑑登録担当 TEL 28-6013 FAX 28-6128

3. 後期高齢者医療・国保喪失届・葬祭費及び資格確認書等の返却について

後期高齢者医療又は国民健康保険に加入されていた方が死亡された場合、喪失の届出が必要です。また、葬祭を行った方（喪主様）に葬祭費として2万円が支給されますので、下記のものをお持ちの上、各市民窓口センターでお手続きをしてください。

(1) 亡くなられた方の氏名が記載されたもの

① 「後期高齢者医療・国民健康保険資格確認書」（該当者のみ）

※国民健康保険の方がいる世帯で世帯主が亡くなられた場合は、世帯員全員の国民健康保険資格確認書の差替が必要です。

② 「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」（該当者のみ）

③ 「後期高齢者医療・国民健康保険特定疾病療養受療証」（該当者のみ）

(2) 葬祭を行った方（喪主様）の氏名が記載されたもの

① 「会葬礼状」または「葬儀費用にかかる領収書等」

② 振込先が確認できるもの（通帳・キャッシュカードなど）

【お問い合わせ先】 国保医療課 後期高齢者医療係 TEL 28-6017 FAX 28-6058
国民健康保険係 TEL 28-6020 FAX 28-6058

4. 医療費受給者証について

亡くなられた方の医療費受給者証をお持ちの方は、各市民窓口センターまたは国保医療課福祉医療係へ返却ください。

【お問い合わせ先】 国保医療課 福祉医療係 TEL 28-6017 FAX 28-6058

5. 介護保険被保険者証の返却について

介護保険被保険者証の交付を受けられている方が死亡された場合、介護保険料の還付及び介護給付費の支払いがありますので、「相続届兼介護保険料還付金・介護給付費振替用口座届出書」の提出が必要です。親族代表の方は、下記のものをお持ちの上、市民窓口センターまたは各福祉窓口でお手続きをしてください。

(1) 亡くなられた方の

① 「介護保険被保険者証」

② 「介護保険負担割合証」（該当者のみ）

③ 「介護保険負担限度額認定証」（該当者のみ）

(2) 親族代表の方の普通預金貯金通帳

【お問い合わせ先】 介護保険課 保険料係 TEL28-6025 FAX28-6059

6. 市・県民税に係る納税義務代表者の届出書について

市・県民税を課税されていた方が死亡された場合、相続人の方は「相続代表者指定（変更）届」により届け出をお願いします。

この届けは、死亡された方の市・県民税に関する書類を代表して受領する方を指定していただくものです。

詳しくは、税務課市民税係へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 税務課 市民税係 TEL 28-6009 FAX 28-6058

7. 固定資産税に係る納税義務代表者の届出書について

土地・建物を所有されていた方が死亡された場合、相続人の方は、「固定資産現所有者申告書兼相続人代表者指定届出書」により届け出をお願いします。この届けは、相続登記等が完了するまでの間、納税通知書を受け取り、代表して税金を納める方を指定していただくものです。

詳しくは、税務課固定資産税係へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 税務課 固定資産税係 TEL 28-6205 FAX 28-6058

土地・建物を所有されていた方が死亡された場合は、相続登記が必要です。
詳しくは、法務局四国中央支局 TEL 23-2407 へお問い合わせください。

8. 軽自動車等の変更手続きについて

軽自動車等を所有されていた方が死亡された場合は、名義変更または廃車手続きが必要です。

(1) 愛媛ナンバーの場合

①軽四輪車等は、軽自動車検査協会愛媛事務所(050-3816-3124)へお問い合わせください。

②軽二輪車等は、四国運輸局愛媛運輸支局(050-5540-2076)へお問い合わせください。

(2) 四国中央市ナンバー（原付等）の場合

市民窓口センターで手続きができます。詳しくは、税務課諸税係へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 税務課 諸税係 TEL 28-6010 FAX 28-6058

9. 児童手当の手続きについて

手当を受けられていた方が死亡された場合、受給資格は自動的に消滅しますが、お子さんに対して未支払手当が発生しますので、こども家庭課で手続きをしてください。

・必要なもの お子さん名義の通帳

また、亡くなられた方に代わり受給者となられる方の申請手続きが必要となります。

【お問い合わせ先】 こども家庭課 子育て支援係 TEL 28-6027 FAX 28-6031

10. 児童扶養手当・特別児童扶養手当の手続きについて

手当を受けられていた方が死亡された場合、喪失の届出が必要です。なお、お子さんに対して未支払手当が発生しますので、こども家庭課で手続きをしてください。

・必要なもの ①亡くなられた方の児童扶養手当証書、②お子さん名義の通帳、

③亡くなられた方及びお子さんの個人番号のわかるもの（特別児童扶養手当）

また、亡くなられた方に代わり受給者となられる方の申請手続きが必要となります。

【お問い合わせ先】 こども家庭課 子育て支援係 TEL 28-6027 FAX 28-6031

11. 障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）の返却について

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けられていた方が死亡された場合、障害者手帳を窓口センターまたは生活福祉課へご返却ください。

・必要なもの 「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」

【お問い合わせ先】 生活福祉課 障がい福祉係 TEL 28-6023 FAX 28-6172

12. 自立支援医療受給者証（精神通院、更生医療、育成医療）の返却について

自立支援医療（精神通院、更生医療、育成医療）を受けられていた方が死亡された場合、自立支援医療受給者証を窓口センター（福祉窓口）または生活福祉課へご返却ください。

・必要なもの 「自立支援医療（精神通院）」、「自立支援医療（更生医療）」、

「自立支援医療（育成医療）」

【お問い合わせ先】 生活福祉課 障がい福祉係 TEL 28-6023 FAX 28-6172

13. 有料道路障害者割引（ETC利用者のみ）の手続きについて

身体障害者手帳、療育手帳にETC利用のシールが貼っている方が死亡された場合は、削除依頼の届出が必要です。窓口センター（福祉窓口）または生活福祉課で手続きをしてください。

・必要なもの 「身体障害者手帳」、「療育手帳」

【お問い合わせ先】 生活福祉課 障がい福祉係 TEL 28-6023 FAX 28-6172

14. 障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児通所受給者証の返却について

障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児通所支援を受けられていた方が死亡された場合、受給者証を窓口センター（福祉窓口）または生活福祉課へご返却ください。

- ・必要なもの 「障害福祉サービス受給者証」、「地域生活支援事業受給者証」、「障害児通所受給者証」

【お問い合わせ先】 生活福祉課 障がい福祉係 TEL 28-6023 FAX 28-6172

15. 特別障害者手当、障害児福祉手当の喪失等の手続きについて

手当を受けられていた方が死亡された場合、喪失の届出が必要です。また、配偶者または扶養義務者がいる場合には未支払手当が発生しますので、窓口センター（福祉窓口）または生活福祉課で手続きをしてください。

- ・必要なもの 「死亡を証明する書類」、「配偶者または扶養義務者の通帳及び印鑑（認印）」

【お問い合わせ先】 生活福祉課 障がい福祉係 TEL 28-6023 FAX 28-6172

16. 心身障害者扶養共済制度の手続きについて

心身障害者扶養共済制度に加入されていた方が死亡された場合、年金受給権者（障がい者）への年金支給の請求手続きが必要です。また、障がい者が死亡された場合、加入されていた方は弔慰金請求等の手続きが必要です。

詳しい手続きについては、生活福祉課へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 生活福祉課 障がい福祉係 TEL 28-6023 FAX 28-6172

17. 心身障害者移動支援チケット「しこちゅ〜お出かけチケット」の返却について

しこちゅ〜お出かけチケットをお持ちの方が死亡された場合、喪失の届出が必要です。

死亡日以降、しこちゅ〜お出かけチケットを使用することはできませんので、未使用のチケットを窓口センター（福祉窓口）または生活福祉課へ返却ください。

- ・必要なもの 「しこちゅ〜お出かけチケット」

【お問い合わせ先】 生活福祉課 障がい福祉係 TEL 28-6023 FAX 28-6172

18. パーキングパーミット（身体障がい者等用駐車場利用証）の返却について

パーキングパーミット（身体障がい者等用駐車場利用証）を使用していた方が死亡された場合、パーキングパーミットを窓口センター（福祉窓口）または生活福祉課へご返却ください。

・必要なもの 「パーキングパーミット（身体障がい者等用駐車場利用証）」

【お問い合わせ先】 生活福祉課 障がい福祉係 TEL 28-6023 FAX 28-6172

19. 農地権利者名義変更の手続きについて

(1)農地を所有されている方や借り受けされている方が死亡された場合は、継承手続きなどが必要となります。状況により手続きが異なりますので、必ず農業委員会事務局でご確認ください。

また、土地改良区（各地域）へ手続きが必要な場合があります。

(2)農業者年金の被保険者または、受給者が死亡された場合は手続きが必要となります。

詳細については、農業委員会事務局へお問合せください。

【お問い合わせ先】 農業委員会事務局 TEL 28-6050 FAX 28-6126
(農業振興センター内)

20. 市営住宅の手続きについて

(1)市営住宅の入居名義人が死亡された場合

退去届もしくは承継承認申請の手続きをしてください。なお、承継承認申請につきましては、手続きが出来ない場合があります。

手続きの詳細は、建築住宅課で説明いたします。住宅管理係へご連絡の上ご来庁ください。

(2)市営住宅の入居名義人以外の同居者が死亡された場合

同居者異動届の提出が必要になります。

手続きの詳細は、建築住宅課で説明いたします。住宅管理係へご連絡の上ご来庁ください。

【お問い合わせ先】 建築住宅課 住宅管理係 TEL 28-6184 FAX 28-6189
(消防防災センター5階)

21. 市営墓地使用許可の手続きについて

市営墓地の使用許可の方が死亡された場合は、墓地の継承などの手続きが必要となります。詳しくは、生活環境課へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 生活環境課 TEL 28-6145 FAX 28-6059